

第3回東京都税制調査会

平成15年11月27日(木)16:10~16:50

東京都庁第一本庁舎 北側33階N6会議室

【神野会長】 本日は、皆様ご多用の折に、万障繰り合わせてご出席いただきまして、本当にありがとうございます。ただいまから平成15年度第3回東京都税制調査会を開催したいと思います。

本日は、先日の第2回目の調査会に引き続きまして、本年度の答申(案)についてご審議をいただきたいというふうに思っております。

議事に入ります前に、新任の委員の方をご紹介させていただきたいと思いますが、調査会の委員に交代がございまして、事務局から新任の委員さんのご紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、私から新しく委員をお願いいたしまして、初めて総会にご出席の委員をご紹介します。

東京都議会議員の山崎孝明特別委員でございます。

【山崎特別委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。委員のご紹介は、以上でございます。

【神野会長】 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、本日の審議につきましても、これまでと同様に調査会の運営要領第2項の5によりまして、議事を非公開にさせていただきたいというふうに考えております。ご異議がなければ、非公開にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、これ以降の議事は非公開というふうにさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっと申しわけありません。プレス関係の方、ご退席を。

(プレス関係者退席)

【神野会長】 それでは、これから議事に入らせていただきたいと思います。前回の調査会でもって「平成15年度東京都税制調査会答申(案)」につきましても、委員の皆様から大変有益なご議論をいただいております。そして、それを踏まえまして私と事務局の方で整理をさせていただいた資料を準備させていただいております。これにつきましても、事務局の方から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは私から、座ったままで失礼しますが、ご説明をさせていただきます。

お手元に答申(案)と答申概要をお配りさせていただいております。これは前回の総会で委員の皆様から頂戴いたしましたご意見をもとに、神野会長とご相談させていただきまして、修正したものでございます。

それでは答申(案)の方に沿って、ご説明を申し上げたいと存じます。この答申(案)は、既に事前にご送付してございますけれども、前回以降修正されました部分につきましては、該当箇所に下線を引いてございます。なお、内容は前回お示ししました本文の趣旨が大きく変わるものではございません。より適切な表現に改めさせていただきましたものでございます。個々の箇所の説明は割愛させていただきます。

それでは、本文の25ページの次、一番最後のページでございますが、「付記事項」というのがございます。前回の総会で委員の方々から頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、＜資産課税のあり方について＞付記事項を2点、追加させていただきました。一つ目でございますけれども、「新築住宅や小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置については、現下の社会経済状況とりわけ中小企業の経営状況や都民の負担感等に配慮し、継続すべきである。」でございます。

二つ目は、「相続税制については、特に中小企業において事業承継が困難となっている実態を踏まえ、制度の前提となっている相続制度のあり方を含めて国において検討が行われるべきである。」

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の方からご説明がありましたように、私と事務局の方で少し修正させていただいた箇所は、本文中はアンダーラインが引いてあるところでございますけれども、ここにつきましては表現を少しわかりやすい表現に直し、より趣旨が理解できるような形で整理をさせていただいたり、あるいは文言上言い回しがよりわかりやすい言い回しに直したりしたようなところでございますので、お目通しいただければと存じます。

委員の皆様方から前回いただきました議論を踏まえて、つけ加えさせていただいたことにつきましては、趣旨その他を生かさせていただいて、付記事項の方に加えさせていただいております。特に資産課税についてつけ加えたということでございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、答申（案）につきましてご質問やご意見がございましたら、お出しいただければと存じます。よろしく願いいたします。

【水城委員】 中身につきましては、これで了解いたします。ご苦労さまでした。そこで、若干最近の情勢を踏まえて、都税調の今後の課題というか、今後どういう点に力点を置いて考えていったらいいか、若干私の意見を申し上げたいと思います。

二つばかりでございます。三位一体が出まして、大きな変化は地方自治体からこの9ページのところにも書いてございますが、いろいろな提言が出されまして、自分自身の問題として地方自治体がかかるようになった。その盛り上がりというのは非常に大きな影響を与えております。最近、来年度の補助金削減は1兆円だと小泉さんが言って、大騒ぎになっているのですけれども、やはりそういう地方自治体の盛り上がりは総理発言にも影響したのではないかと思います。ただ、いろいろ裏の話を聞いておりますと、中央サイドからやや力の弱い自治体に対してというのでしょうか、ちょっと細かなことはわからないのですが、「おまえのところは補助金要らないのか」というような、嫌がらせという表現が難しいのですけれども、そういうことも若干あるように間接的には聞いておりまして、110番みたいなものを設けてみんなでそういうのを排除して、守っていこうという動きもあるようでございます。

したがって、地方自治体が本当に結束することが非常に大事だと思うのですが、ただそれと矛盾する問題が起こっているのは、この三位一体を進めれば進めるほど地域の財政的な格差が出てくるのではないかと。特に税源移譲をどんどんやればやるほど出てくるのではないかと、これは当然出てくるわけでございます。この問題でございます。私も地方六団体その他いろいろなところで関連をいたしまして、議論をしているのですが、そこで出てくるのは、言葉は悪いのですが、何か「東京ひとり勝ち」とか、そういう言葉がもう本当にひとり歩きしておりまして、東京が大もうけするのではないかと、というような、ややオーバーな幻想が振りまかれております。それで具体的にも地方譲与税をどう調節するか、逆交付税というようなことで、東京都から召し上げるとか、何か本当に大した根拠

もなしにそういうムードがばあっとあちこちで出かかっているということは、はっきりご報告申し上げたいと思います。

それで、私非常に心配をしているのです。そういうのがひとり歩きして、どんどんどんどん進行してしまいますと、とんでもないことになる。そこで、東京都税調としても三位一体について全国の自治体の先頭を走っている自負はあるのですが、格差是正の問題、どのように調節するか、9ページのところにもさらっと書いてはございますが、今後できるだけシミュレーションも含めて具体的なものを先手を取って出していく必要があります。そうしないと、とんでもないレールが敷かれたり、ムードができて、それを打ち消すのはこれ大変なことになると思うのです。そういうことで、次の課題としてはこうした財源調整のあり方をどうするかということ、全国的な問題として東京都税調としてはこういうぐあいに考えるというようなことをこれから真剣に取り組んでいかないと、あらぬ方向にいつてしまう、そういう心配がございますので、今後の課題として一言申し上げておきたいということでございます。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。内容というよりもこの答申を取り扱うに当たっての注意点や、あるいはこれをより発展させていただく方向性についてご意見をいただいたと思いますので、私どもとしても同じ気持ちだと思います。ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。お願いします。

【古館特別委員】 意見を述べたいと思います。私は17日開催の都税調で、小泉内閣のいわゆる骨太方針第3弾が確認をしました「三位一体改革」、これが国庫補助負担金の廃止や縮減、それから地方交付税の縮小、見直しを徹底的に行った上で、税源移譲を含む税源配分の見直しをするということ、あの場所で指摘をさせていただきましたけれども、26日の国の財政制度等審議会では、来年度の予算編成に対して地方交付税と国庫補助負担金の廃止や縮減を求め、肝心の税源移譲については国の財政事情を理由に事実上先送りとの意見を出しております。こうした上からの一方的な地方財政支出の削減、まずありきという方針などは絶対に許せるものではありません。今回の都税調の答申（案）では、こうした国の方向性に対して、今までよりも踏み込んだ指摘がなされましたけれども、三位一体そのものが現実に破壊され続けている現実に照らせば、この文言については使わない方がより正確ではないかと考えております。

私は大きな改革を自治体の側から求める場合の基本的立場は、福祉と教育など約8割を占めている国庫補助負担金の基本制度は守り、さらに財政力の弱い自治体をカバーするためにも、地方交付税制度については存続をし、同時に地方自治の真の確立、拡充にふさわしい税源移譲を強く求めるという、自治体の現実を踏まえた総合的な見地こそ必要なことだと確信をしています。東京都の税制調査会がこうした立場を明確にして、国や全国の自治体に発信してこそ、首都としての役割が光を放つものと考えております。今回の答申（案）の特徴の一つが、消費税の充実や一般外形標準課税、さらには地方環境税など、応益課税へとさらにシフトされていることでもあります。私は税制の基本というのは国、地方を問わず、所得や資産に応じて都生計費非課税という応能課税こそ、近代社会が確立してきた税や負担のあり方の原則であり、こうした立場に立った税財源の改革こそが、今必要であると考えております。

最後に、固定資産税、都市計画税の軽減措置につきましては、複数の特別委員から「継続」との意見表明がなされました。しかし本文ではその見直しを検討すべきとの文言がそのまま無修正で残っております。都の第二次財政再建推進プランが軽減措置については機能的、時限的に行っていくべきと

して、その見直しを求めており、今回の都税調で付記事項に挿入されたとはいえ、都民の不安を払拭することはできません。私はこの記述箇所の削除を求めましたけれども、付記事項にとどまったことに対して、改めて遺憾の意を表明し、固定資産税、都市計画税の軽減措置が引き続き継続されるよう努力していくことを表明して、意見とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

【神野会長】　ありがとうございました。三位一体の言葉やあるいは国庫補助負担金などのうち、特に生活を支えているような負担金の削減が先行しているということに対しては、全体として危惧がございますので、その面等については注意して書かさせていただいているところだというふうに言っております。

先ほど水城委員からもお話ございましたけれども、東京プロブレムというような形で言われていますが、東京の財政も決して豊かなわけではなくて、非常に厳しい様々な需要にこたえ切れない危機的な状況にあることは同じでございます。その中で訴えるべき点は訴えていくということではないかと思えます。ただいまのご意見があったということは、何らかの形で記録に残させていただいて、当面はこれでお認めいただければというふうに思っております。

ほかにご意見はどなたかございましょうか。金子委員どうぞ。

【金子（秀）委員】　すみません、金子です。前回欠席をしまして、ご議論に参加しなくて申しわけなかったと思っております。その前の会議は出ましたので、12ページでございます「今後は、外形課税の比率を高めること」ということについて、少し前々回にお話しさせていただいて、そのことは付記事項に入れていただいております。付記事項については「今後外形課税の比率のあり方を検討する場合には、中小企業等の税負担に配慮する必要がある。」と、こういうふうに入れていただいたので、私12ページの意見には必ずこの付記事項は入れていただきたいし、これは抜かしていただきたいくないので、当然のことかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと、こう思います。

それからもう一つ、前々回お話しした相続税の、このページでいいますと19ページにあります。前回直していただいたと思うのです。それで遺産税ということを入れていただいているわけです。そこまでは議論も私は大体承知しているのですが、その後のところも下の3行のところですが、不動産取得税の課税の対象として、相続時に課税すると、こういうことがありますが、その後は普通ちょっと理解できない表現なので、ということは「その負担増の部分を何らかの形で相続税の課税対象から除外する方式も考えられる。」と、考えるのは勝手なのですが、現実的にこういうことがあり得ないだろう。例えばこれは相続時に確定していない債務ですね。そして、保証債務が相続後に履行されなくても相続税では控除されないという今の規定からいうと、それであってもそうなのだから、これを何らかの形で相続の課税対象から除外するというのは、都税調の意見としてはなじむのかなという感じがします。あえて反対ということではありませんが、課税の仕組みとして考えられないことを書いても意味がないのかなという感じがしているので、一言意見としてお話をしておきます。

以上です。

【神野会長】　ここはちょっと事務局の方からの解説ございますか。今の。

【事務局】　税のご専門の立場から、非常に課税の方式の細部にわたるご意見だったかと存じますけれども、ここではかなり具体的な詳細にわたるというよりも、一つの考え方をお示しをしたということでございまして、現実具体的に納税の方法についてまで言及はしていないということで、ひとつご理解をいただきたいというふうに思うわけでございますけれども、基本的に根っこにあるのは我々地方の立場から相続に関連をして、特に土地あるいは家屋等につきまして相続税部分につきましては

何らかの形で課税をさせていただけないでしょうかと、そういったようなご提言だということのひとつご理解をいただければというふうに思っております。

【神野会長】 私の理解が間違っているかもしれませんが、もともと不動産取得税というのは流通税ですので、本来財産権の移転に対してその都度いわば印紙税みたいな形で原始的には始まった税ですよ。ここで書いてあるのは、相続による取得、これは市場を通そうと通すまいと印紙税ですから課税するわけです。だから非課税としておいて、相続による取得を課税とするのだけれども、つまり市場を通すのはここでは非課税になっているわけです。不動産取得税の非課税制度を改めて、相続による不動産取得を課税対象としておいて、その部分を相続税のときに相続税から引くわけですので、できるような気がするのですが、ちょっとできないという意見。

【金子（秀）委員】 できないです。相続があってそれから何カ月後に不動産が実際に持ち分が決まって、台帳課税でしょうから、ですから所有者になりますよね。そのときには不動産取得税はすぐに自動的にかかるわけではなくて、徴税令状がずっと後に発せられなければいけないわけでしょう。ですからこういうことですよ、相続のときに発生していない債務は控除できないのです。

【神野会長】 不動産取得税は死者から移ったときに不動産取得税が発生するわけですよ。

【金子（秀）委員】 そうするときに一旦相続人が相続する。

【神野会長】 そこで発生するわけですよ。そのときに課税するわけですよ。これを確定した相続税の中から引くわけですから、技術的にできるような気がするのですが。

【金子（秀）委員】 いや、課税の時期が違うから、多分それできないですね。相続のときにその債務が確定しているということが言えないですから、不動産取得税に課税するのは相続後ですから、だから先生おっしゃるように自動的ににはできないでしょう。亡くなったなとってその場に徴税令状を送るわけにいかないから。

【神野会長】 それは不動産取得税の課税の構成の仕方によって、できない話ではないような気もするのです。ちょっとどうなっています。今のご意見を伺って。

【金子（秀）委員】 今でも先生、保証債務があっても相続後にそれが仮に履行されたとしても、債務控除できないです。保証債務があっても。ですから、ここはやはり無理な話、ここまではいいのですよ、不動産取得を課税の対象として、不動産取得税を課税しますよと、ここまでは理屈としてはよくわかるのです。それを「調整するために」という以下の文章は、極めて現実的ではないのではないかな。

【神野会長】 いや、ちょっと私の理解でいくと、相続税というのは人税ですから、取得税の方は物税というか、流通税でかかってくるわけですので、人税から物税を後で引くということは可能ではないかと思いますが。時期ずれであっても、それは移転が行われたということは前に持っていきはるはずなのです。

【金子（秀）委員】 先生、亡くなった日に債務確定していますか。これ賦課課税ですから。

【神野会長】 いやだってもう死者から離れるわけですよ。

【金子（秀）委員】 そう。だからこれ債務として控除するのでしょうか。

【神野会長】 ええ。

【金子（秀）委員】 債務になっていないから。

【神野会長】 ちょっとわかりませんが……、

【金子（秀）委員】 まあいいですよ、先生。どうぞ、それはいいですよ。

【事務局】 すみません、ここはそこまで考えているわけではなくて、特に今の相続税制度に基づ

く債務控除という考え方ではなくて、要するにいずれもし課税すればでございますけれども、不動産取得税相当額が実質的に相続人の相続税負担から減ればいいということでございますので、既存の制度ではなくて、もしやるとすれば新たな制度を設けなければいけないと思います。つまり具体的な租税債務が確定していないというのは金子先生おっしゃるとおりでございます。ですから債務控除という考え方ではないということでございます。

【神野会長】 いや、引き方はいろいろあると思うのですけれども、引けない話ではないと思うのです。すみません、申しわけありません。

【金子（秀）委員】 後でもうちょっと……。

【寺田委員】 私は東京都市長会の会長をしております町田市長の寺田でございますけれども、この答申の中身については全く異存がございません。賛成であります。特に「三位一体改革」については全国市長会もそうありますが、東京都市長会を初め、各自治体の長は大変な関心を持って今見つけているところでありますので、ぜひ今のようにかねてから主張している税源の移譲もほとんどもう明確にならないままに、国庫負担金、あるいはその他の様々な補助金等を一般財源化するとか、いろいろなことが打ち出されておまして、大変危惧をしているところであります。特に、東京都市長会の会員市もそうありますが、いわゆる首都圏の不交付団体が結構ございまして、そういうところは一般財源化されることによって、ダブルパンチで大変な痛手をこうむるといようなこともあるわけであります。これは地方交付税制度そのものに、なお大変検討の余地があるのかなと思っておりますが、いずれにしましても東京都の区も含めて、全部の区市町村、大変関心を持っているということだけ申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

【神野会長】 ありがとうございます。ただいまのご意見を初めとして、いただいたご意見につきましては何らかの形で記録に残すように配慮したいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

（なし）

【神野会長】 それではないようでしたら、これで委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、この答申（案）につきましてはご了解をいただいたというふうに提言させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

【神野会長】 それでは、この平成15年度東京都税制調査会（案）につきまして、付記を含めまして原案どおりに決定することにしたいと思っておりますが、ご異議がなければそうさせていただきます。

（異議なし）

【神野会長】 それではありがとうございます。ただいまご承認をいただきましたので、「案」という文字を取りまして、原案どおりに決定させていただきたいと思っております。

この「平成15年度東京都税制調査会答申」につきましては、後日今申しましたように「案」を取った正式なものを、事務局の方からお送りしたいと思います。

事務局から何かございましたか。

【主税局長】 主税局長の川崎でございます。ただいまありがとうございます。事務局を代表いたしまして、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

神野会長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中ご尽力いただきまして、ただいま本年度の答申を決定していただきました。まことにありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、この調査会の運営にご尽力、そしてご協力を

賜りまして、心から感謝を申し上げます。また、特に小委員会の委員の先生方におかれましては、大変夏の暑い盛りの厳しいときに、多くの時間を割いていただきまして、ご議論をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

先ほど来話が出ておりますけれども、国の「三位一体改革」も、ようやく来年度の予算を組むという段になって、重い腰が少し上がって、議論がなされてきております。しかしその議論の中身を聞いていますと、時にこの「三位一体改革」というのは、地方分権を推進するための主要なる改革だという、その本線から離れたところで議論がされているというようなときも見受けられます。東京都といたしましては、今までも地方主権の税財政制度確立に向けて取り組んでまいりましたけれども、これからも他の自治体、それから関係団体等と連携を組みながら、真に地方主権に向けた税財政制度の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。先生方におかれましては、この税調、12年の答申のときから、もう既に三位一体という形での報告をしております。引き続きまして地方分権、地方主権の時代にふさわしい税財政制度の実現に向けて、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

【神野会長】　ありがとうございました。それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。そこで、最後に私の方から委員の皆様方におわびかたがた、御礼を申し上げたいというふうに存じます。

今年度は私、夏など様々な本来こちらで私がやるべき仕事がほとんどできずに、本当に委員の皆様方にご迷惑をおかけしたということをおわび申し上げます。

にもかかわらず、本日このような形でまとめることができましたのは、ひとえに内田副会長を初めとして委員の皆様方のご協力と、それから特に磯部小委員長、それから青木小委員長代理を初めとして、小委員会に加わっていただきました委員の皆様方のご努力のおかげではないかというふうに思っております。それからまた、ご参加いただきました特別委員の方々には、東京都やひいては日本の今後の行く末を慮る情熱からほとばしり出る様々なご意見をいただきました。これも大変ありがたく、かつご多用の折を本当に時間を割いて貴重なご意見をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、先ほども申しましたように、私が全く動けなかったものですので、今回につきましては事務局に本当にご迷惑をおかけしました。事務局の皆様方に御礼を申し上げます。

先ほど水城委員からもお話がありましたけれども、ひとまず私どもこういう形でまとめましたけれども、これが水に投げ込んだ一つの石が輪をつくるように、都民だけではなくて、広く国民の皆様方に受け入れられ、地方主権を支える税財政制度のあり方について議論をしていただくコアといえますか、機軸になれば幸いだというふうに思っております。

ご協力いただきました委員の皆様方、また事務局の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。